

# 県立厚木清南高等学校施設の利用について

## 1 ご利用いただける施設

利用施設	利用日	利用時間
グラウンド (外トイレ利用可)	第2、第4土曜日	13:00～16:00

## 2 利用のしかた

### (1) 利用できる方

スポーツ活動を目的とする県内在住又は在勤、在学の方。

なお、次のような場合は、(利用承認後であっても)利用をお断りいたします。

ア 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用

イ 営利を目的とした利用

ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用

エ 申込内容に反する利用

オ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用 (野球は不可)

### (2) 申込方法

①本校を初めて利用される方は、最初に所定の「利用者名簿」に必要事項をご記入の上、事務室に提出し、説明を受けてください。

②すでに「利用者名簿」を提出している方は、利用希望日の属する月の前月初日から15日までの間に、施設利用申込書(様式1)により事務室に申し込んでください。

### (3) 調整結果

他の利用者と調整後、利用可能団体には25日以降に施設利用承認書を交付します。

学校に電話で確認してから事務室に受け取りにきてください。

◆ 承認された後、利用しなくなった場合には、速やかにご連絡ください。

◆ 承認書を交付した後も、天候等やむを得ない事由により施設が利用できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

## 3 保険の加入について

利用者の皆様には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めしています。また、利用申込みの際に傷害保険の加入の有無を確認させていただくことがありますので、ご了承ください。

◆ 4人以上のグループでご利用の場合には、「スポーツ安全保険」(1年間有効)に加入できます。学校にパンフレットがありますので、ご覧ください。

#### 4 守っていただきたいこと

学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

ア 県立学校は全面禁煙です。

イ 指定された利用施設以外の場所には、立ち入らないでください。

ウ 利用が終了したときは、利用施設の清掃を行い、利用前の状態に戻した後、利用者の中から指定されている利用責任者の確認を得てください。

その後、所定の施設利用日誌に必要事項を記載し、事務室に提出してください。

エ 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各自対応していただいております。利用にあたって利用責任者及び学校と連絡を密にするとともに、事故のないよう責任を持って安全に努めてください。

オ 利用中は門扉を閉めてください。

カ 利用中に異常な状態に気付いたときには、速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察110番や消防119番に連絡した場合やその他必要と考えられる場合には、学校に必ず報告してください（施設利用日誌への記入、施設管理員に連絡等）。

キ 自動体外式除細動器(AED)は事務室前に設置されており、心停止の際には、利用者の皆様にも簡単な操作でお使いいただけますので、施設を利用される際には必ず設置場所を確認いただきますようお願いいたします。

ク 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、学校に連絡し、施設・設備破損届を必ず提出してください。

ケ 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。

コ 開放施設の利用に伴い、利用者が第三者に損害を与えた場合は、利用者がトラブルの解決に当たり、賠償の責任を負っていただきます。

サ 児童・生徒が利用する場合、利用責任者は、学校施設への行き帰りに関しても、複数での行動を呼びかけるとともに、集合・解散時刻をあらかじめ定めるなど、安全策を講じてください。

#### 5 感染症対策における留意事項

ア 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理に活動に参加せず、自宅で休養するようにしましょう。

イ 施設の利用前には手を洗いましょう。

ウ その他、学校が決めた措置や指示に従ってください。

○ 緊急の場合は次の関係機関にご連絡ください。

・警 察 110

・消 防 119

○ 110番や119番に連絡した場合、その他必要と考えられる場合は、必ず学校職員もしくは施設管理員に連絡を入れてください。